

やまなし子ども・子育て
支援プラン（仮称）
（素案）

平成27年 月

山 梨 県

目 次

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	他の計画との関係	2
4	計画の期間	2
5	計画の進行管理	2
6	計画の推進体制	2
第2章	子ども・子育てを取り巻く状況	
1	少子化の動向	3
2	前計画からの国の動向	15
3	やまなし子育て支援プラン後期計画の評価	16
第3章	基本的な考え方	
1	基本理念	18
2	基本的な視点	18
3	施策体系	19
第4章	具体的な施策	
1	地域における子育ての支援	20
2	幼児期の教育・保育の充実	24
3	親と子の健康の確保及び増進	27
4	子どもたちを取り巻く教育環境の充実	31
5	仕事と子育てを両立するための支援	36
6	支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み	38
7	子育てを安全安心にできる環境づくり	43
8	結婚の支援	44
第5章	教育・保育等の推進のための基本的事項	
1	教育・保育提供区域の設定	45
2	計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	46
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教 育・保育の推進に関する体制の確保の内容	47
4	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	47
5	教育・保育情報の公表	47

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本県の出生数及び合計特殊出生率は、昭和40年以降低下傾向が続いていますが、今後も少子化が進行し、人口減少社会は更に深刻になっていくと推測されており、将来の経済・社会全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況の下、本県では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「やまなし子育て支援プラン」(平成17年度～平成21年度)、平成22年に「やまなし子育て支援プラン後期計画」(平成22年度～平成26年度)を策定し、子育て支援施策を計画的に推進してきました。

また、子どもを欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められているところであり、平成24年8月に質の高い教育・保育(1)の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が制定され、都道府県に「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定が義務付けられました。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画について、国では、妊娠期から学童期の支援に特化したものでありますが、本県としては、結婚・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に引き続き取り組んでいく必要があるため、次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体の計画として「やまなし子ども・子育て支援プラン(仮称)」を策定することとしました。

「やまなし子ども・子育て支援プラン(仮称)」は、すべての子どもが健やかに成長できるとともに、本県で家庭を築き、安心して子どもを産み育てることのできるよう、子どもの最善の利益が実現され、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の構築を目指します。

(1) 教育・保育

教育：満3歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法第6条第1項に規定する学校において行われる教育。(子ども・子育て支援法 第7条第2項)

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、**幼児を保育**し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

保育：児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育。(子ども・子育て支援法 第7条第3項)

保育所は、**養護**(子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために行う援助) **及び教育**(学校において行われるものを除いた子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助)を一体的に行うことを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく計画であり、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく法定計画です。

3 他の計画との関係

次の計画と調和を保ったものとしています。

- ・ 社会福祉法第108条の規定に基づく「山梨県地域福祉支援計画（仮称）」
- ・ 教育基本法第17条第2項の規定に基づく「新やまなしの教育振興プラン」
- ・ 母子及び寡婦福祉法第11条第2項第3号の規定に基づく「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・ 障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「やまなし障害者プラン2015（仮称）」
- ・ 健康増進法第8条の規定に基づく「健やか山梨21（第2次）」及び「山梨県健やか親子21（第2次）」
- ・ 地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく「家庭的養護の推進に向けた山梨県推進計画（仮称）」

等

4 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5ヶ年とします。

5 計画の進行管理

県は、毎年度、計画における各事業の進捗状況を点検、評価し、山梨県子ども・子育て会議に報告します。また、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な見直しを実施します。

6 計画の推進体制

県民一体となって推進

行政、企業、学校、NPO、民間団体、地域住民等が連携し、県民が一体となった取り組みを推進します。

国、市町村との連携

国、県、市町村間で適切に役割分担を行いながら、一体となって取り組みを推進します。

全庁的な推進

本県の庁内部局の枠を超えた情報の共有、施策の点検、評価を行い、計画的、効率的な取り組みを全庁的に推進します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 少子化の動向

(1) 少子化の進行

合計特殊出生率、出生数の低下

本県の出生数(2)は、平成17年に7,149人と大きく減少した後も、減少傾向が続き、平成25年は6,198人となっています。

また、本県の合計特殊出生率(3)は、平成21年に1.31まで落ち込んだ後、平成22年に上昇し、平成25年は、1.44となっています。

(2) 出生数：一年間に生まれる子どもの数

(3) 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、一生の間に生む子どもの数に相当する

出生数と合計特殊出生率の推移（山梨県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

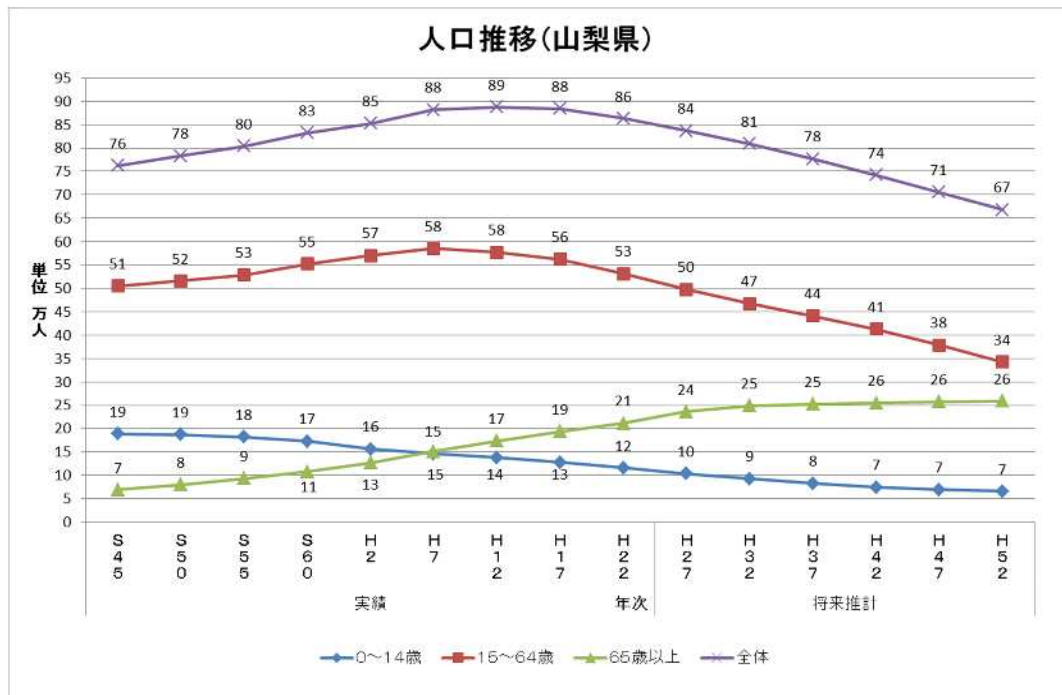
人口の減少

本県の人口の推移をみると、平成17年以降減少し、平成26年10月1日現在、約84万人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(4)の「日本の地域別将来推計人口」(5)(平成25年3月推計)によれば、本県の人口は、平成52年には67万人台まで減少すると見込まれています。

(4) 国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省の附属機関で、人口・経済・社会保障の関連等について調査研究を行い、福祉国家に関する研究を政策に結びつけることを目指す

(5) 日本の地域別将来推計人口：平成22年の国勢調査を基に、平成22年10月1日から平成52年10月1日までの30年間(5年ごと)について、男女・年齢(5歳)階級別の将来人口を推計したもの



(2) 少子化が社会に与える影響

少子化の進行とそれに伴う人口減少は、社会経済全般にわたり、様々な影響を及ぼすことが想定されます。

子どもや家族への影響

地域における子どもの減少による子ども同士、特に幅広い年齢の子ども同士の交流の減少で、社会性を育みながら成長していく機会が減少していきます。

世帯の人数も減少し、単身者や子どものいない世帯が増加するなど、家族の形が変容することから、家族の支え合う機能の低下が懸念されます。

地域社会への影響

少子化の進行により、高齢化に拍車をかけ、地域の防犯や消防などの自主的な住民活動をはじめとする地域のコミュニティ機能が弱体化していきます。

高齢化は、地域活動を支える世代の減少にもつながり、田畑や森林の管理、伝統行事や地域文化の継承が次第に困難になっていきます。

経済社会への影響

少子化の進行により、労働力人口の減少と高齢化が進み、投資の抑制、消費の停滞などが生じ、経済成長を鈍化させる恐れがあります。

少子・高齢化の進行により、年金、医療、福祉等の社会保障における支え手が減少する一方で、支えられる側の高齢者は増加します。このため、現役世代の負担の増大など、今後の社会保障制度の維持・運営が大きな課題となっています。

(3) 少子化の要因

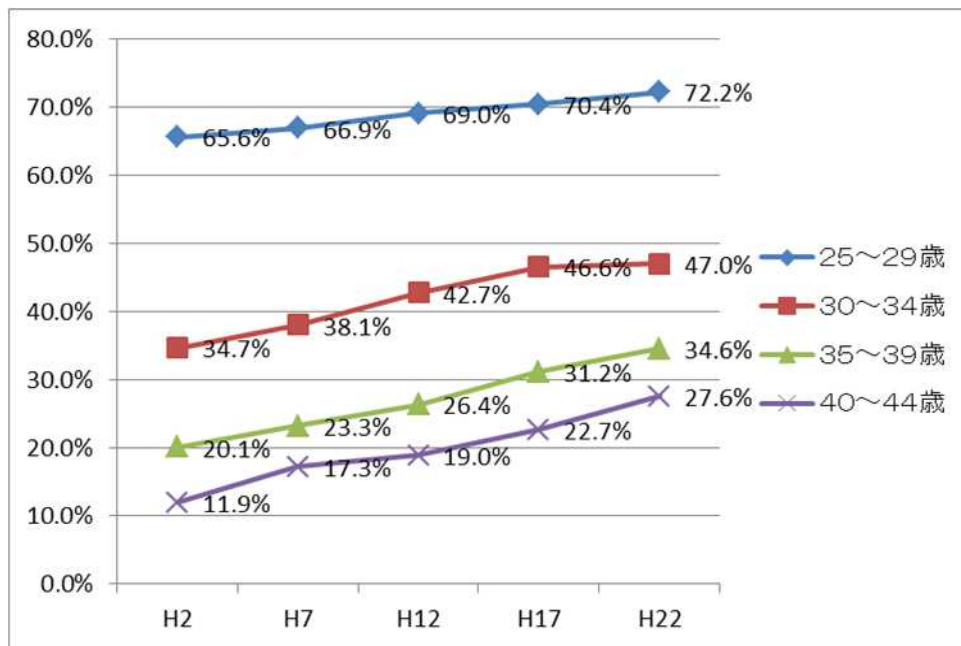
少子化の要因として、「未婚化・晩婚化の進行」と「夫婦の平均出生児数の減少」が指摘されています。

また、本県では、子どもを産む世代の人口が減少傾向にあることなども挙げられます。

未婚化・晩婚化の進行

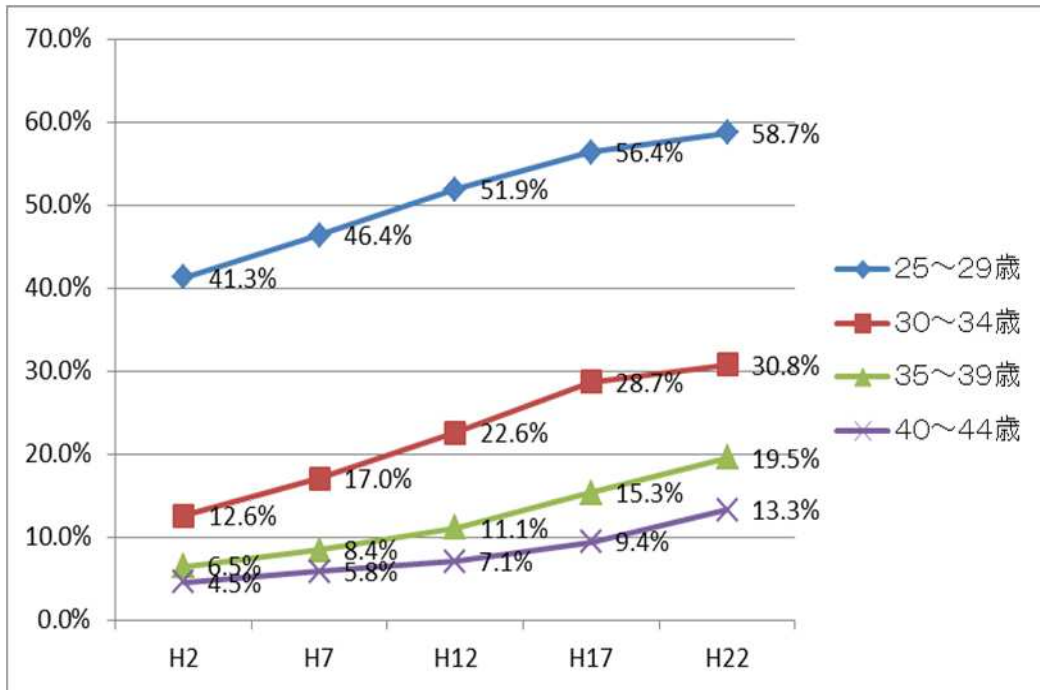
本県においても、未婚率は、男女とも25～44歳のすべての年代で上昇しています。

男性年齢階級別（25～44歳）未婚率の推移（山梨県）



資料：総務省「国勢調査」

女性年齢階級別（25～44歳）未婚率の推移（山梨県）



資料：総務省「国勢調査」

平均初婚年齢も、年々上昇しており、全国と同様に晩婚化が進んでいます。晩婚化の影響を受け晩産化の傾向となるとともに、出産間隔が短くなる傾向となっています。

晩婚化の進行は、結果として出産可能期間を短縮し、出生数の減少につながることとなり、少子化の大きな要因の一つとされています。

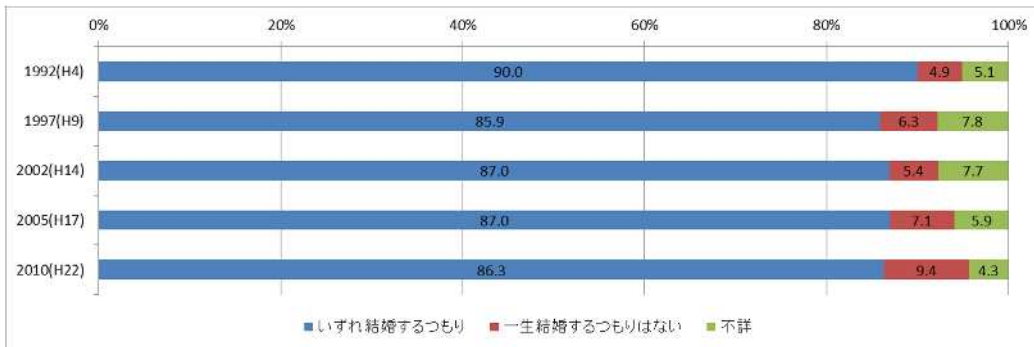
平均初婚年齢・母親の平均出産時年齢の推移（山梨県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、結婚の意思を持つ18～34歳の未婚者は約9割となっています。

結婚する意思を持つ男性未婚者の割合（18～34歳）（全国）



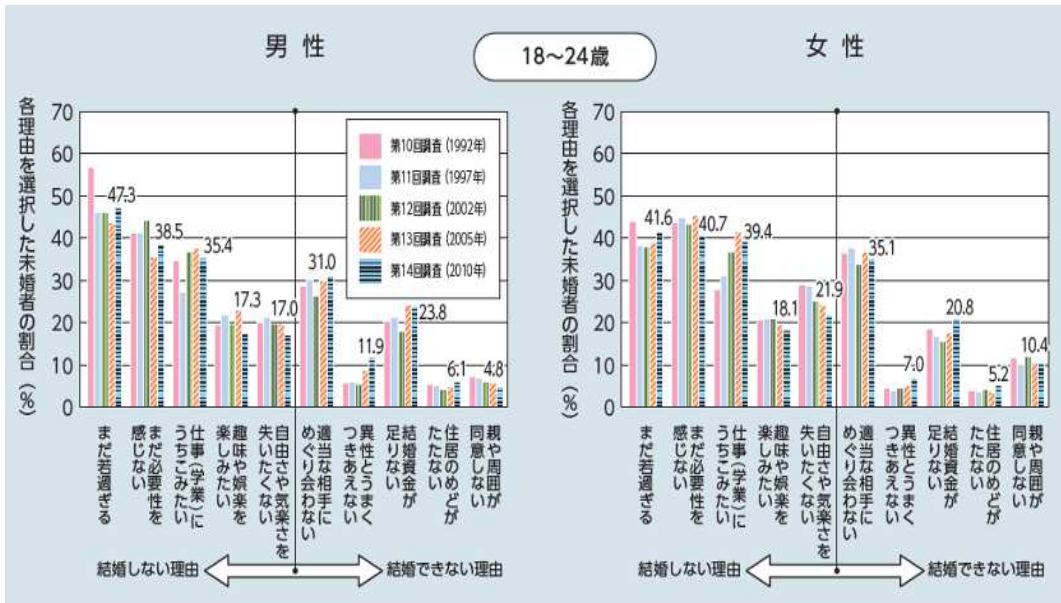
結婚する意思を持つ女性未婚者の割合（18～34歳）（全国）



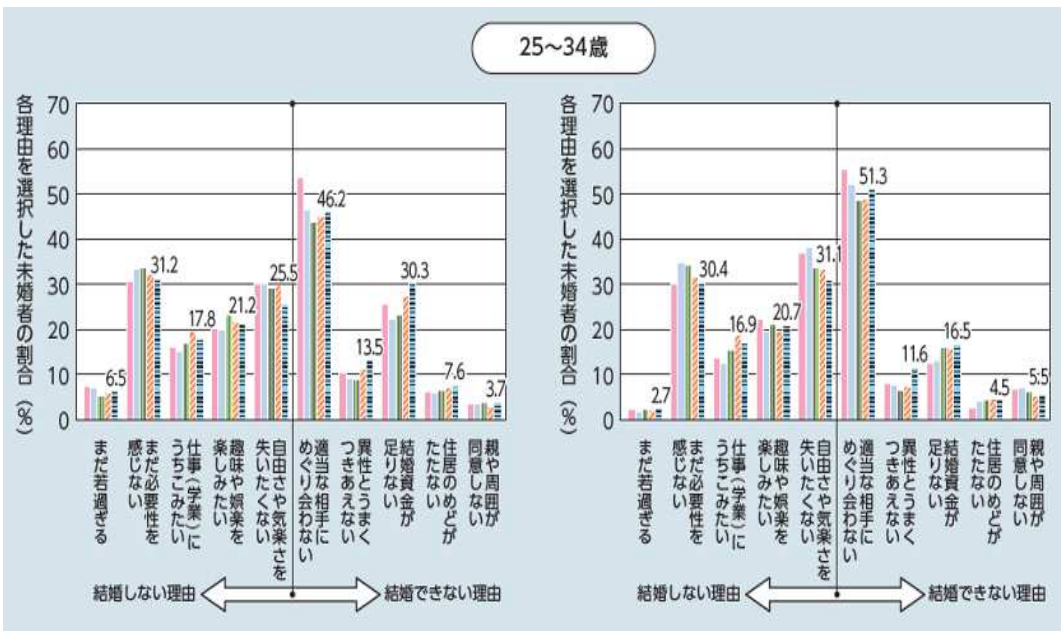
資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

独身にとどまっている理由は、18～24歳の年齢層では男女とも「まだ若すぎる」「必要性を感じない」「仕事に打ち込みたい」など、結婚しない理由が多く挙げられていますが、25～34歳の年齢層では男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が大きく上昇し、結婚できない理由の割合が高くなっています。

独身にとどまっている理由（18～24歳）（全国）



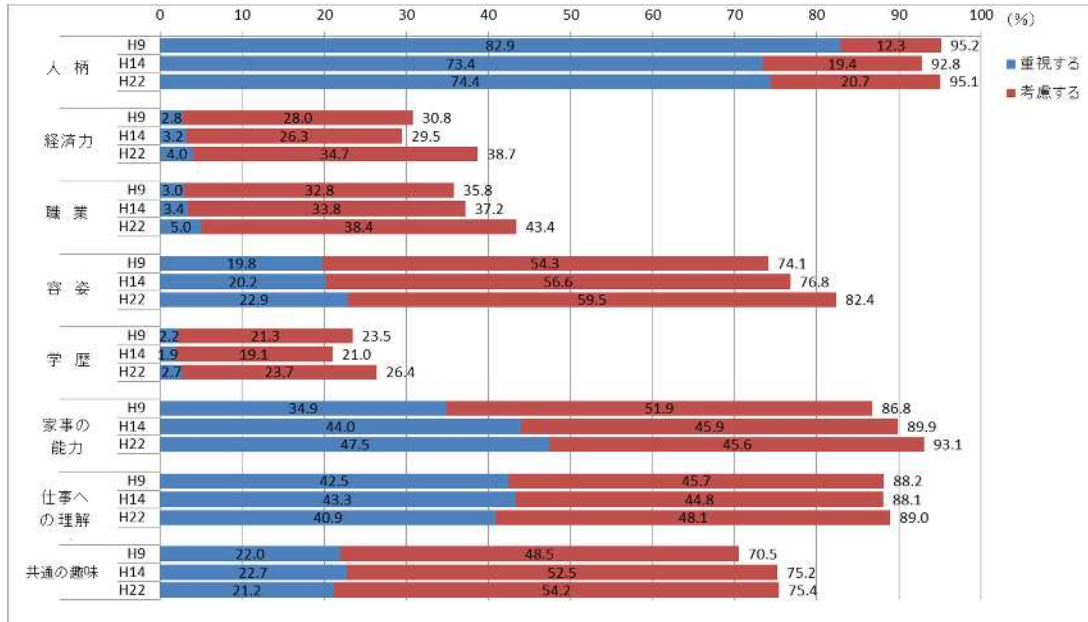
独身にとどまっている理由（25～34歳）（全国）



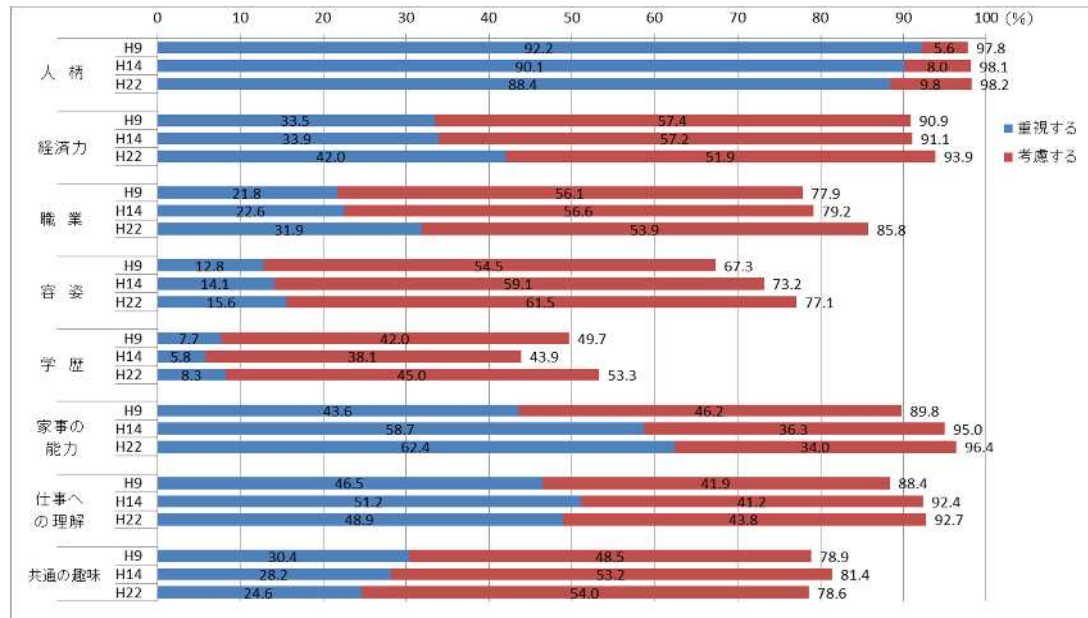
資料：平成25年版「厚生労働白書」

結婚相手に求める条件についてみると、男女とも、家事の能力を重視する割合が増加しています。また、女性は、経済力や職業、仕事への理解を考慮、重視する割合が高く、結婚して子どもを持ち、仕事も続けることを望む傾向を示しています。

男性が結婚相手に求める条件（全国）

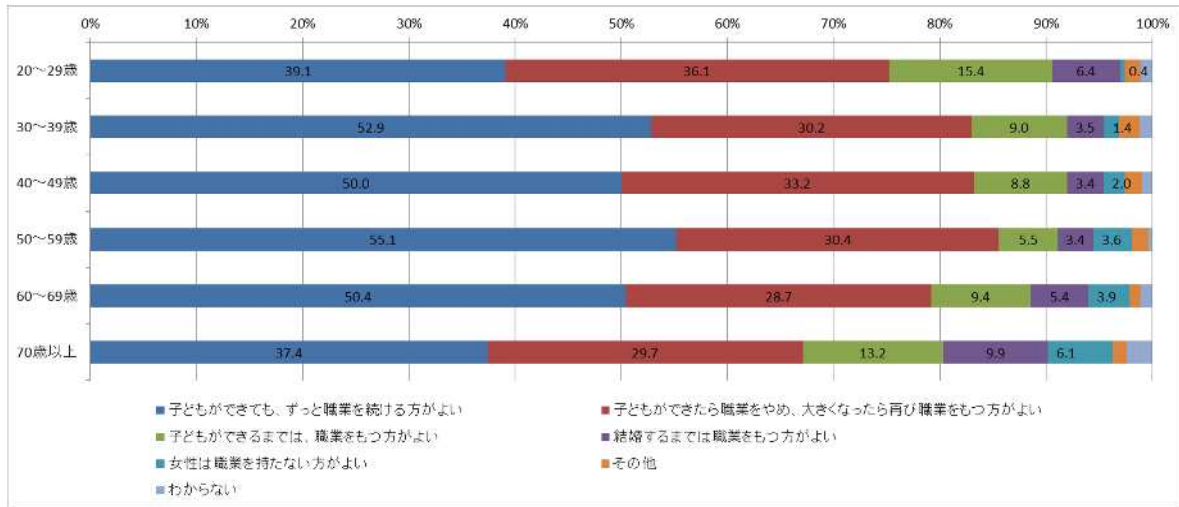
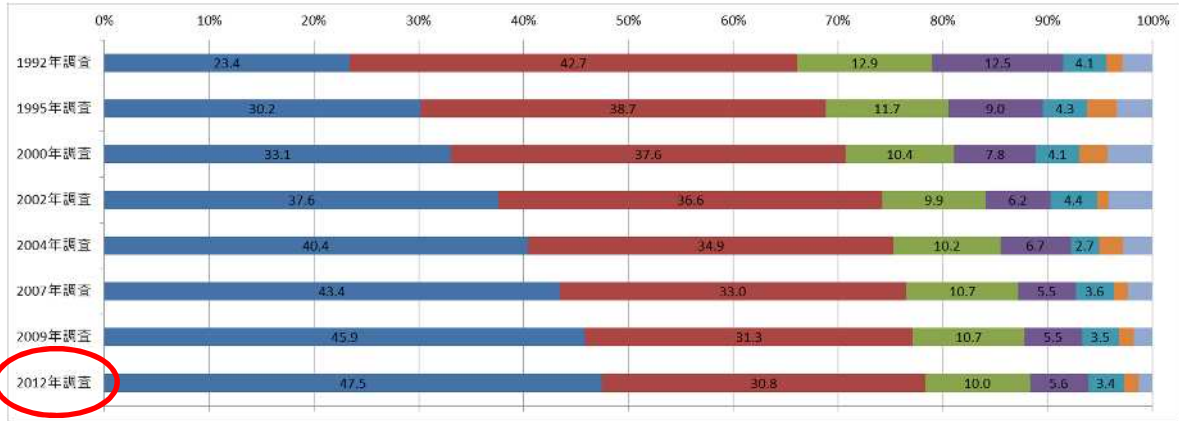


女性が結婚相手に求める条件（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

女性が職業を持つことについての考え方（全国）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

夫婦の平均出生児数の減少

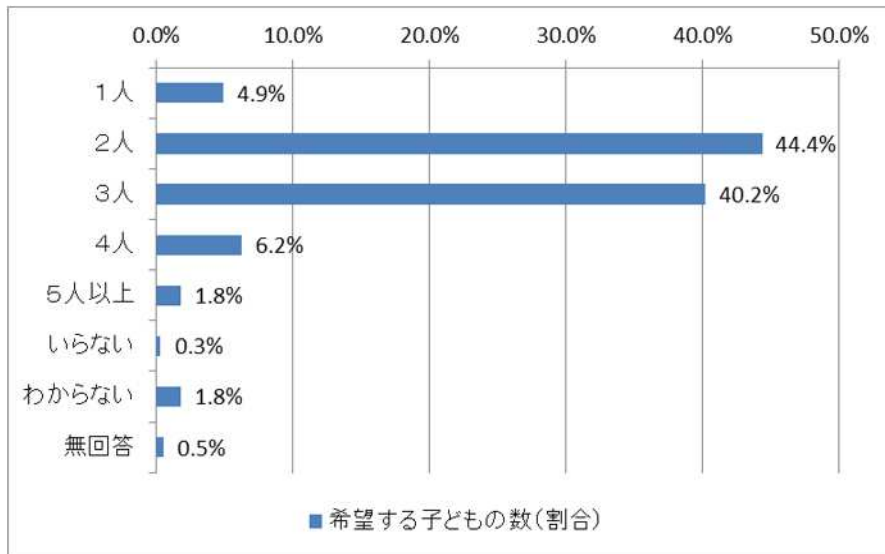
平成 24 年度に県が行った小学生以下の子どもを育てる県内の保護者へのアンケート調査では、子育て家庭の多くが 2 人又は 3 人の子どもを持つことを希望しています。

全国でみると、欲しい子どもの数は、平成 22 年で 2.42 人となっていますが、実際の夫婦の最終的な平均出生児数は 1.96 人と希望を下回っており、その差は年々拡大傾向にあるとともに、実際に持つ子どもの数は、減少傾向にあります。

全国で理想の子ども数別に、理想を実現できない理由をみると、3人以上を希望している場合は、「お金がかかり過ぎる」「家が狭い」といった経済的な理由を挙げる割合が高くなっています。

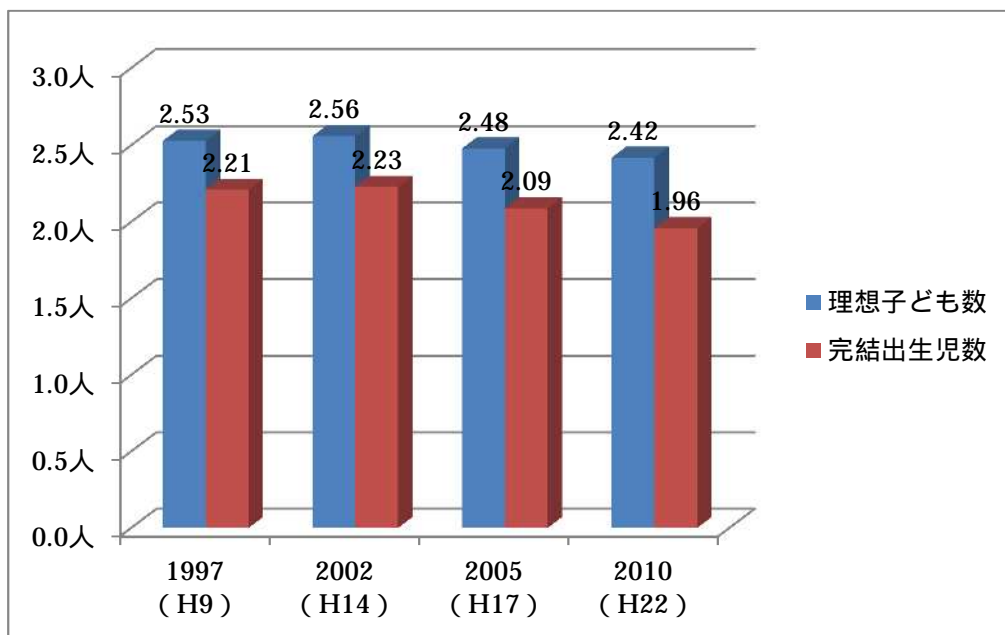
2人としている場合は、「高齢だから」「欲しいけれどできないから」など、年齢や身体的理由が挙げられています。

希望する子どもの数（山梨県）



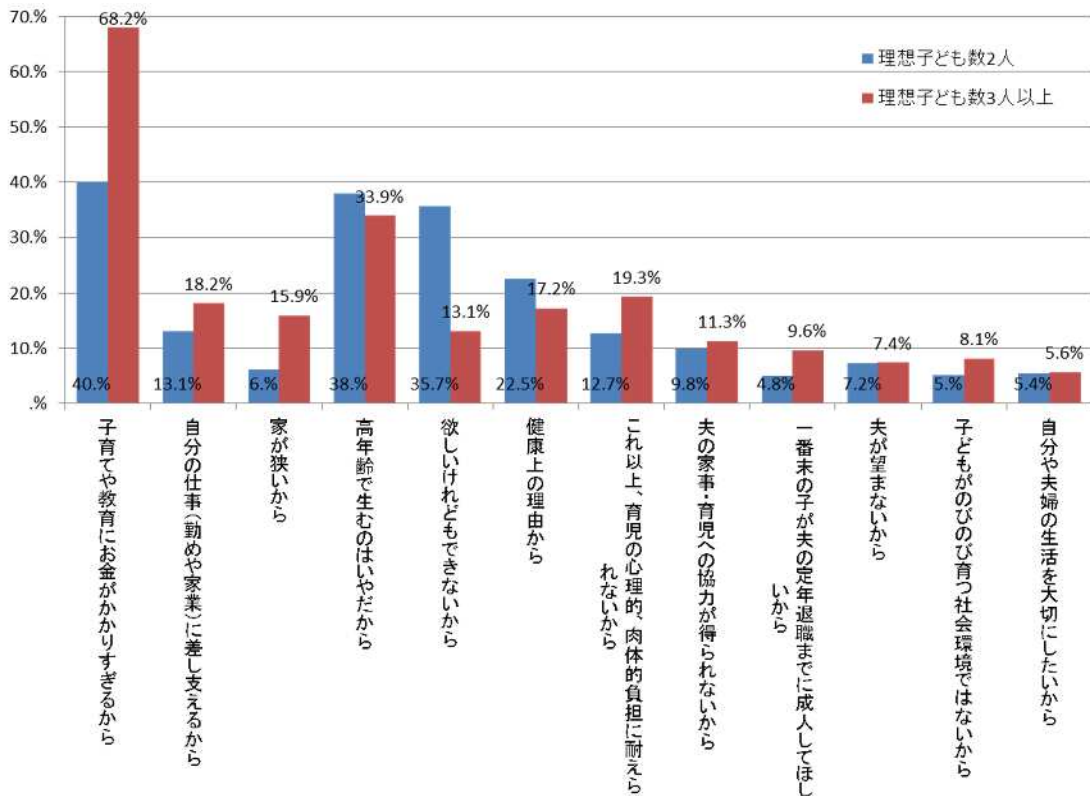
資料：山梨県「平成 24 年度 やまなし子育て支援プラン後期計画中間評価
～ 県民アンケート調査結果報告書～」

理想の子ども数と完結出生児数（全国）



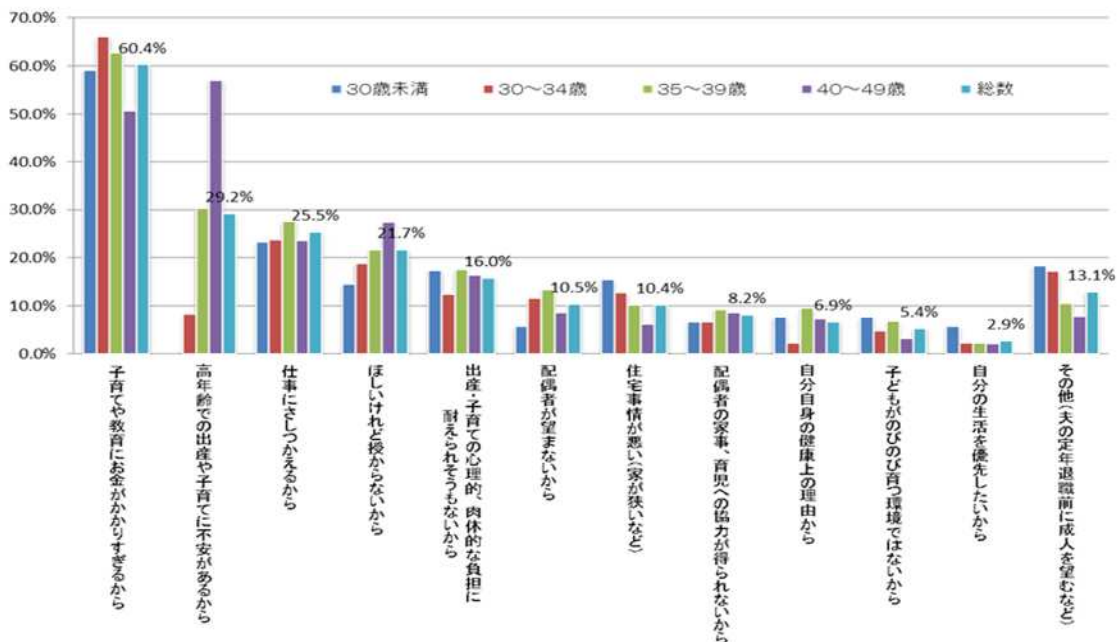
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査」
完結出生児数：結婚から 15～19 年の夫婦の平均出生子ども数。
夫婦の最終的な平均子ども数とみなされる。

理想の子ども数が2人以上である夫婦が理想を実現できない理由（全国）



資料：厚生労働省「平成25年版 厚生労働白書」

妻の年齢別にみた希望する子どもの数がもてない（もたない）理由（山梨県）



資料：山梨県「やまなし子育て支援プラン後期計画中間評価
～県民アンケート調査結果報告書～」（平成25年3月）

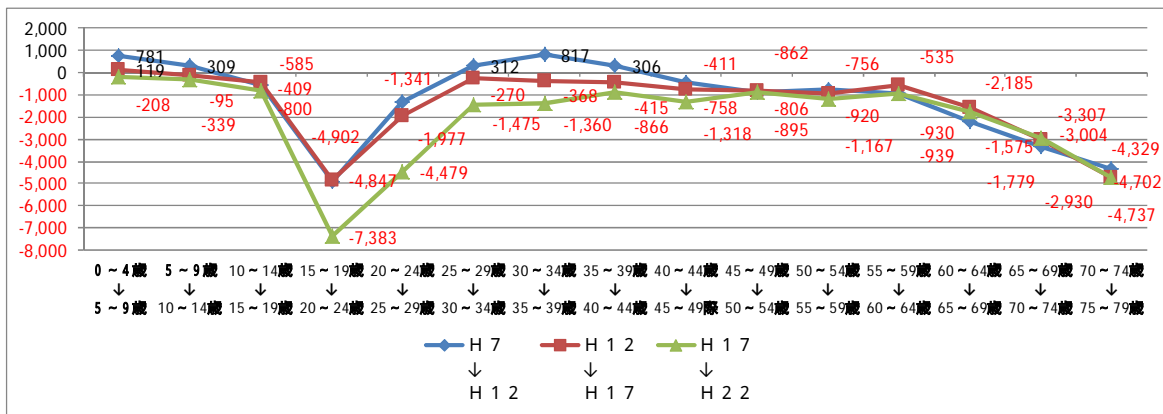
子どもを産む世代の減少

合計特殊出生率が人口維持に必要な水準（ 6 ）といわれる 2.08 前後を下回るようになった昭和 50 年以降に生まれた世代が、今は子どもを産む世代となっています。親となる世代そのものが減少傾向にあります。

また、本県の場合、15～19歳の年齢階層の人口は、5年後の20～24歳の年齢階層では、大きな人口減となっています。この年齢階層の人口減は、大半が社会減であることから、若者が県外に転出していることがわかります。県外への転出は、主に進学や就職によるものと思われ、子どもを産む世代の減少に影響しています。

- （ 6 ） 人口維持に必要な水準：人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。人口維持に必要な水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するので一概にはいえないが、日本における直近の値は 2.07（平成 24 年）である。

5年後における年齢階層別の人口移動



資料：総務省「国勢調査」を基に作成

(4) 子育て家庭を取り巻く状況

母親の就労状況

平成 24 年度に県が行った小学生以下の子どもを育てる県内の保護者へのアンケート調査では、就労している父親は 96.2% で、ほとんどが就労しています。

一方、就労している母親は 67.0% で、内訳は派遣・パートタイム等 37.9%、正社員 21.7%、自営業 7.4% となっており、父親と比べ就労形態が多様化しています。

保護者の就労状況

	自営業 (農業、医師等含む) (%)	正社員 (%)	派遣・契約・パート タイム等 (%)	以前就業、 現在 未就労 (%)	就労経験 なし (%)
父親	17.2	76.0	3.0	0.8	0.0
母親	7.4	21.7	37.9	27.7	4.0

資料：山梨県「やまなし子育て支援プラン後期計画中間評価

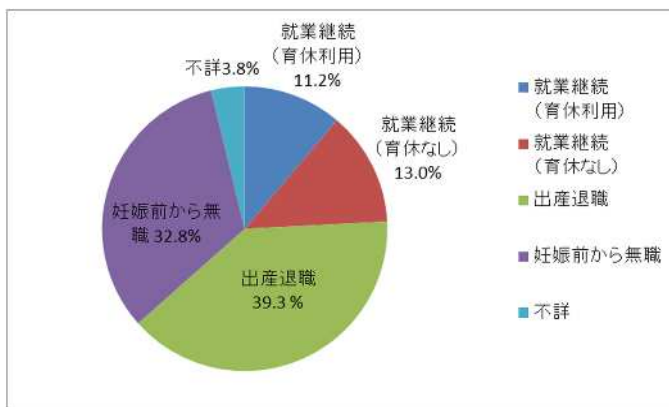
～県民アンケート調査結果報告書～」（平成 25 年 3 月）

出産前に就業していて、出産後も就業継続した妻の割合は、平成 7～11 年の 24.2%から平成 17～21 年の 26.8%へと上昇しています。育児休業利用者の割合は、平成 7～11 年の 11.7%から平成 17～21 年の 17.1%へと上昇しており、育児休業制度が就業継続に貢献していることがわかります。

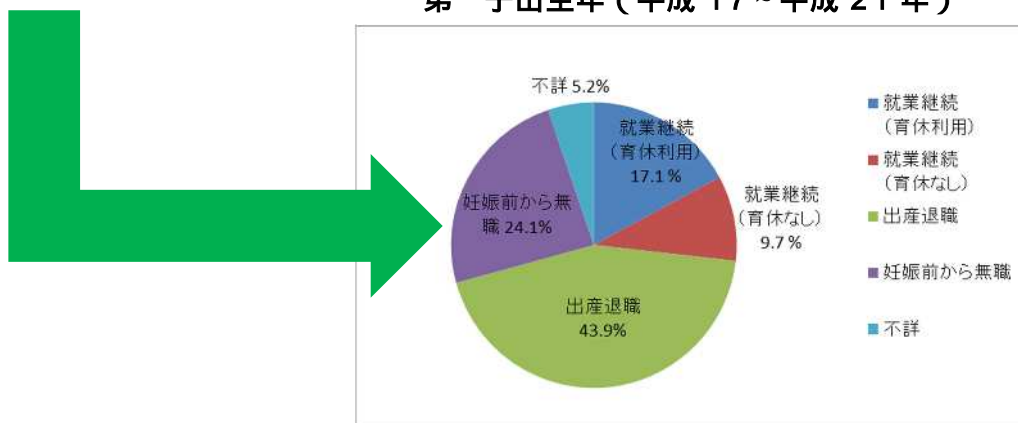
一方、出産を機に退職した妻の割合は、平成 7～11 年の 39.3%から平成 17～21 年の 43.9%へと上昇しており、仕事と子育ての両立が難しいため、やむを得ず辞めた場合も少なくありません。

出産前後に離職した母親の割合 ～ 第一子出生年別 出産前後の母親の就業状況（全国）～

第一子出生年（平成 7～平成 11 年）

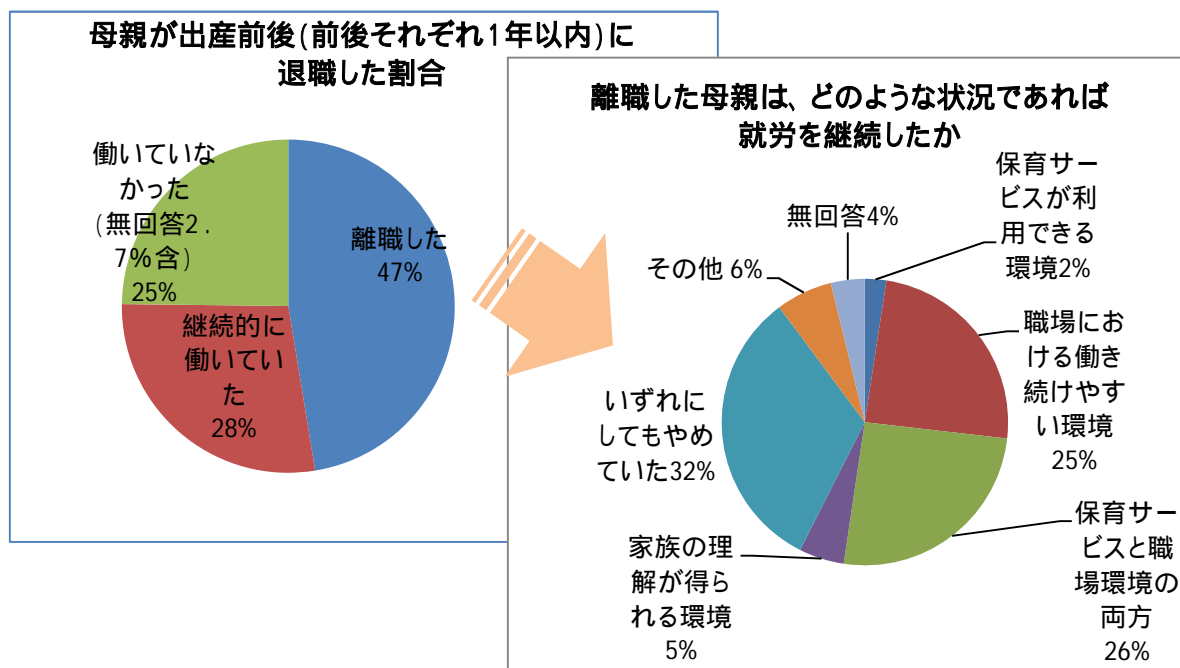


第一子出生年（平成 17～平成 21 年）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

妊娠・出産前後に退職した女性の割合とその理由



資料：山梨県「やまなし子育て支援プラン後期計画中間評価

～県民アンケート調査結果報告書～」(平成25年3月)

家庭での家事・育児分担の状況

県の「平成22年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、6歳未満の子どもを持つ世帯の夫の家事・育児への参加状況は低調となっています。

6歳未満の子供を持つ世帯の家事・育児時間

		家事・育児関連時間	
		平日	休日
共働き世帯	妻	6時間38分	9時間43分
	夫	1時間42分	4時間44分
専業主婦世帯	妻	7時間8分	6時間41分
	夫	56分	2時間35分

資料：山梨県「平成22年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」

2 前計画からの国の動向

平成24年8月、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」など、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

平成25年4月、都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童解消のための取り組みを加速化させるため、「待機児童解消加速化プラン」が策定されました。

平成 25 年 6 月、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱とした「3本の矢」として推進することで、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指す、「少子化危機突破のための緊急対策」が少子化社会対策会議において決定されました。

3 やまなし子育て支援プラン後期計画の評価

(1) やまなし子育て支援プラン後期計画の進捗状況

平成 22 年 3 月に、やまなし子育て支援プラン後期計画を策定し、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 ヶ年で、32 項目の数値目標を掲げ、次世代育成支援対策に取り組んできました。これまでの取り組みについての達成状況は次のとおりです。

計画期間における具体的な取り組みの達成状況

達成状況の区分	数値目標のある事業	数値目標のない事業	合計
目標以上の達成	9	30	39
目標どおりの達成	14	202	216
目標を下回ったが一定の成果があった	6	14	20
×未達成	3	0	3
計	32	246	278

(2) やまなし子育て支援プラン後期計画からの課題

子育て支援に実効性を持たせるため、直接的な施策に注力することが必要であり、今後も引き続き、子ども、保護者、子どもを持ちたいと願う人に対して、行政のみならず、社会全体で支援することが必要です。

内 容	対応する施策
子育て中の親が安心して子育てに取り組むことができ、また安心して仕事を継続できるように、地域における様々な子育て支援サービスが必要です。	施策 1 (1)
家族形態の変化による子育て家庭の負担感が増す中、地域における子育て家庭への心理的負担、経済的負担を軽減する取り組みが必要です。	施策 1 (2)
子どもの健やかな成長を図るとともに、保護者の就労希望にも配慮した仕事と子育ての両立を図る観点から、多様な保育サービスの充実を図ることが必要です。	施策 2 (1)
保育等の従事者の専門性を向上させた質の高い人材の確保が必要です。	施策 2 (2)

内 容	対応する施策
<p>妊娠・出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、安心して妊娠・出産できる体制の確保、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりや保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体の健康づくりが必要です。</p>	<p>施策 3 (1)(2)(3)</p>
<p>不妊に悩む夫婦への支援が必要です。</p>	<p>施策 3 (1)</p>
<p>子どもの心身の成長や人格の形成に大切な食育の推進が必要です。</p>	<p>施策 3 (4)</p>
<p>自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進する必要があります。</p>	<p>施策 4 (1)(2)(3)</p>
<p>家庭、地域、学校の連携による教育を推進することで、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもを育てることが必要です。</p>	<p>施策 4 (1)(4)(5)(6)</p>
<p>若者が職業人として自立できるようにキャリア教育を推進する必要があります。</p>	<p>施策 4 (1)</p>
<p>ライフスタイルや就業形態が多様化する中で、男女がともに育児を行えるよう、個人の意識啓発と働きやすい職場環境を整えるための取り組みが必要です。</p>	<p>施策 5 (1)(2)(3)</p>
<p>家庭内において最も深刻な問題である児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで切れ目のない継続的な支援が必要です。</p>	<p>施策 6 (1)(2)</p>
<p>ひとり親家庭の自立と障害のある子どもの社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みが必要です。</p>	<p>施策 6 (3)(4)</p>
<p>地域や学校における安全活動など地域ぐるみの防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりや子どもの交通安全のための教育が必要です。</p>	<p>施策 7 (1)(2)</p>

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

子どもの最善の利益が実現され、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の構築

子どもが健やかに成長する上では、保護者が子育てについて第一義的な責任を有しています。

しかし、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。

このため、行政はもとより、地域住民、事業者などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取り組みを進めることが必要です。

一人一人の子どもが、心身ともに健やかでたくましく育つには、豊かな自然や文化、地域の温もりなど、本県の特性を活かすことが重要です。

また、保護者が子どもと向き合い、安心と誇りを持って子どもを産み育てることができることや、日々成長する子どもの姿に感動し、親が親として成長していくことに大きな喜びや生きがいを感じる必要があります。

さらに、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願うすべての人の希望が叶えられることが必要です。

誰もがいきいきと安心に暮らせ、子育てするなら山梨県と感じられるよう、子どもの最善の利益が実現され、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の構築を目指します。

2 基本的な視点

「すべての子どもの成長に関する視点」

すべての子どもが健やかに育ち、責任感や意欲を持って次代を担う自立した若者に成長できるように取り組みを進めます。

「子育て世代に関する視点」

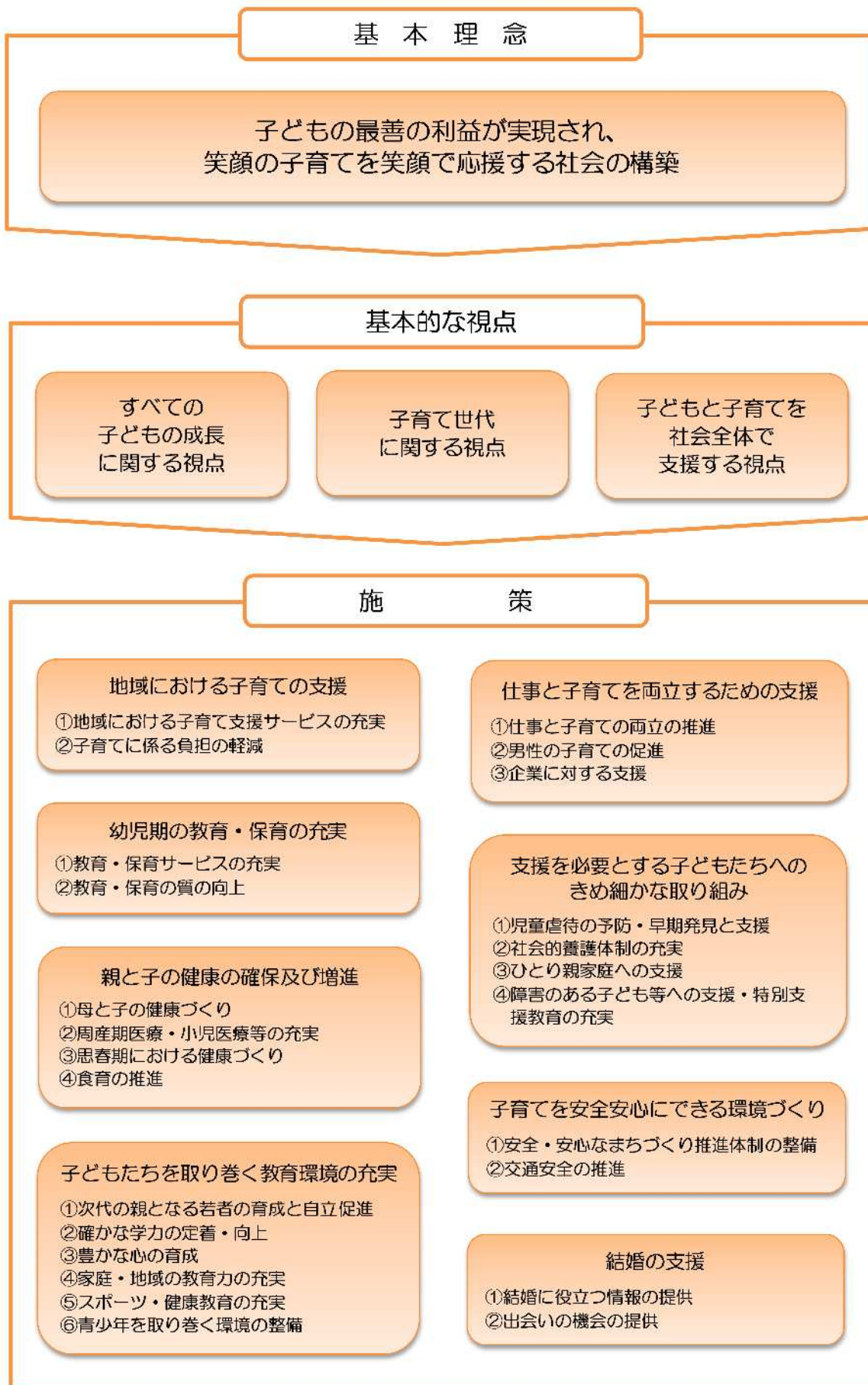
結婚や子育てに関する県民の希望を実現し、仕事と子育ての両立や親の就労状況に関わりなく子育てができるように、教育・保育の提供や出会いの機会の提供を進めます。

「子どもと子育てを社会全体で支援する視点」

子育てに対する不安や負担に対し、妊娠・出産から子どもの成長段階に応じて安心と誇りを持って子育てできるように支援を進めます。

行政や団体、企業、ボランティアが連携・協働しながら山梨に合った子育て支援活動を進め、子育て家庭を支える地域・環境づくりを進めます。

3 施策体系



第4章 具体的な施策

1 地域における子育ての支援

【施策の基本的考え方】

すべての子どもの健やかな成長を保障し、子育て中の保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、身近な地域において多様な主体が参画し、それぞれの子どもや子育て家庭の状況に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

核家族化の進行などにより、子育てに孤立感や負担感を感じる保護者が多いことを踏まえ、家庭における子育てを支援するため、子育て中の保護者の不安感や孤立化の解消、経済的負担の軽減を図ります。

また、地域における幅広い年齢の子どもとの交流や体験活動を通じた児童の健全育成のための環境整備に取り組みます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

【施策の方向】

家庭での0～3歳児の子育てにおける不安感や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て中の親同士の交流を図るとともに、相談援助等を推進します。

子どもを育てやすい環境づくりを進めるため、育児の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者の相互援助活動を推進します。

保護者が安心して子育てできる環境づくりのため、保護者の突発的な保育ニーズに対して支援します。

【具体的な取り組み】

子育て中の親と子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行うとともに、職員研修等を行い、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を図ります。

児童の預かり等の援助を希望する、地域で乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者と援助を行うことを希望する者同士の意向を調整して相互援助活動を支援します。

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等での一時的な預かりに対して支援します。

保護者の疾病等で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、施設等での必要な保護に対して支援します。

保護者が安心して子育てできるよう、愛育会など地域の子育て支援団体の活動を活性化する取り組みを進めるとともに、地域における子育て支援団体や子育てサークルを含めたネットワークづくりを図り、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。

地域の教育・保育の核である認定こども園、幼稚園、保育所を中心に、家庭と地域が連携した子育て支援に取り組みます。

仕事と子育ての両立を図るため、児童が安全で健やかに過ごせる放課後の居場所づくりを進めます。

地域における妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ活動などを通して、親の子育ての不安や孤立化を解消する愛育会活動を支援します。

地域における多様な子育て支援活動を促進するため、子育て支援を主な活動とする団体やNPO法人との連携を図るとともに、子育て支援団体や子育てサークルなども含めたネットワークづくりを推進します。

地域における子育て支援サービスの質の向上を図るため、研修会を実施します。

認定こども園、幼稚園、保育所は、施設の開放や子育て相談の開催など、施設の持つ機能を活用し、地域を基盤とした子育て支援活動を推進します。

保護者が仕事などのため昼間家庭にいない小学生を対象に、児童館や学校の余裕教室などを活用して、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブや、放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して地域の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を行う放課後子供教室を推進します。また、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体化を促進します。

放課後児童クラブの質の向上を図るため、研修会を実施します。

(2) 子育てに係る負担の軽減

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>家庭や地域における子育て機能が低下し、身近に子育てに関する相談ができる場が少ないため、子育てに不安を持つ保護者が増加しています。家庭で子育てをする親などの不安感の解消のため、相談等機能の充実を図ります。</p> <p>子育て中の親の不安感の解消を図るため、育児に関する支援制度や関係機関、子育てサークルやイベント情報など子育て情報の提供と質の充実を図ります。</p> <p>核家族化の進行により相談相手もなく、自ら子育てサービスを受けられないまま、子育ての不安や悩みを抱えて孤立化する保護者もいます。不安感や孤立化の防止のため、子育て情報の提供、相談援助や家庭を訪問して保護者の気持ちに寄り添いながら、子育ての喜びを感じられるように取り組みます。</p> <p>子育てに係る経済的負担は出産へのためらいの要因ともなっており、経済的不安感を解消するため、子育て家庭に対する経</p>	<p>子育て相談総合窓口や子育て電話相談により育児不安や悩み、疑問に関する相談や、カウンセリングを行います。</p> <p>家庭教育・子育てにおける喫緊の課題に対応し、地域での子育てや家庭教育の支援活動を積極的に推進できる支援者の育成を図ります。</p> <p>子ども又はその保護者の身近な場所で、認定こども園、幼稚園、保育所や子育て支援の事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を支援します。</p> <p>インターネットを活用した子育てに関する多様な情報の提供、メールマガジンの配信や冊子の配布などによる情報提供を推進します。</p> <p>育児不安や悩みを抱える高ストレス家庭に地域のボランティアが訪問し、保護者の気持ちに寄り添い傾聴することで、子育て中の親の不安感や孤立化の防止を図ります。</p> <p>次代を担う児童の健全育成を図るため、子育て家庭に対する児童手当の円滑な支給を推進します。</p>

済的な負担を軽減する取り組みを行います。

乳幼児のいる家庭をはじめ、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭及び重度の障害のある人がいる家庭における医療費を助成します。

難病のある小児、結核児童、身体に障害のある児童、未熟児に対する経済的負担を軽減するため、医療費を助成します。

妊娠中又は18歳未満の子どもがいる家庭に対して、協賛企業の協力を得て商品の割引などのサービスの提供を行います。

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園や保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の費用又は行事への参加費用等を助成します。

勉学意欲があっても経済的な理由により修学が困難な高校生等に対する奨学金や教育支援資金の貸付、授業料の減免などの支援をします。

2 幼児期の教育・保育の充実

【施策の基本的考え方】

子どもの健やかな育成と親の就労等の両立を支援するため、利用者の視点に立ち、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細かな保育サービスの充実と、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる幼児期の教育・保育の充実を図ります。

また、幼稚園や保育所等の従事者の専門性を向上させ、質の高い人材の安定的確保を図ります。

(1) 教育・保育サービスの充実

【施策の方向】

子ども及び保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、良質かつ適切な教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保を図ります。

女性の就業希望は高く、今は働いていなくても、機会があれば子どもを預けて働きたいと考えている母親も相当数いると見られており、就業構造や家族形態の変化などを踏まえ、保育ニーズに対応していくとともに、休日就労やパート勤務など保護者の就労形態等に配慮した多様な保育サービスの充実を図ります。

【具体的な取り組み】

子どもの年齢や保護者の就労状況に応じた多様な教育・保育ニーズに対する必要なサービスを提供できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所等における取り組みを支援します。

保護者の勤務時間や通勤時間などに配慮した保育時間の確保に努め、通常の利用日や利用時間以外の日や時間に行う延長保育を支援します。また、教育とともに保育ニーズに応えるため、幼稚園での預かり保育を支援します。

保護者の就労形態の多様化などにより、休日・夜間、また、どうしても対応が必要な仕事等がある時に子どもが熱を出したりした際の保育ニーズに的確に対応した保育所の取り組みを支援します。

保護者のニーズに沿った多様な事業者による保育サービスの提供を推進します。

通勤などの利便性から、他市町村の保育所への入所希望に応える取り組みを推進します。

<p>認可保育所の補完的な役割を果たしている認可外保育施設について、適正な運営の確保などに向けた取り組みを推進します。</p> <p>保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられるよう、地域の実情に応じて、幼稚園と保育所のよいところを活かした一体的な教育・保育の提供や地域における子育て支援を実施する認定こども園の設置を図ります。</p>	<p>認可外保育施設の適正な運営を確保するための支援、指導を行います。</p> <p>既存の幼稚園、保育所からの希望を考慮して認定こども園への移行を図ります。特に、認定こども園制度の理念や教育・保育の質の向上の観点を踏まえ、幼保連携型認定こども園への移行を図ります。</p>
--	---

(2) 教育・保育の質の向上

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>教育・保育の質を高める観点から、認定こども園、幼稚園、保育所における取り組みの充実・強化を図ります。</p> <p>生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である幼児期の健やかな成長を保障するため、教育・保育の一層の充実を図ります。</p>	<p>教育・保育の質の向上のため、保育教諭、幼稚園教諭、保育士を対象とした研修会や、幼稚園、保育所のさらなる質の向上のための相互交流を図る合同の研修会を実施します。</p> <p>就学前の幼児を対象とする教育の質の向上と幼稚園教育の条件整備のための総合的な取り組みを推進します。</p> <p>幼稚園や保育所では、集団生活を通じて幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、指導体制や指導方法を工夫改善し、小学校教員との情報交換など小学校との連携を強化し、幼児教育の一層の充実に努めます。</p>

教育・保育サービスの質の向上を図るために、内容を充実するとともに自己評価や行政による監査に加えて、第三者の視点から客観的に評価する第三者評価の受審を推進します。

認定こども園、幼稚園、保育所の自己評価を推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所に対する監査指導を適正に執行し、教育・保育の質の向上を図ります。また、福祉サービスに対する第三者評価、特に保育所における第三者評価事業への取り組みを推進します。

3 親と子の健康の確保及び増進

【施策の基本的考え方】

生涯を通じた健康の基礎部分を担う母子保健サービスは、子どもを健やかに育てるための基盤となるものであり、親と子が健やかに過ごせるための切れ目のない母子支援が必要です。

このため、妊娠、出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、安心して妊娠、出産できる体制の確保、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりや保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体の健康づくりを推進します。

また、不妊に悩む夫婦への支援や、子どもの心身の成長や人格の形成に大切な食育の推進を図ります。

(1) 母と子の健康づくり

【施策の方向】

産前産後は女性ホルモンのバランスが崩れ不調を感じやすい上に、育児不安等が重なり心身ともに健康を害しやすい時期であります。このため、妊娠初期からの健康管理、妊娠、出産、育児を通じた相談支援体制の整備など、利用しやすいサービスを提供するための総合的・専門的な支援体制を推進します。

発達の遅れや疾病等を持ちながらも不安なく過ごせるための療育支援を推進します。

【具体的な取り組み】

乳幼児の異常を早期発見することや子育て支援のため、妊婦も含めた母と子を対象とした健康相談などの育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取り組みを促進します。

宿泊型産前産後ケアセンターの整備に取り組み、育児不安の強い母親への教育支援を強化します。また乳幼児健診や訪問の質の向上に向け、従事者研修を実施するなど切れ目のない母子保健サービスの質の向上を図ります。

妊娠期の母親の口の健康は、子どもの発育などに影響を与え、子どもの生涯を通じた健康づくりの基盤となることから、妊娠期から乳幼児期の歯科保健教育の推進を図ります。

乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、市町村が行う健康診査等との連携を図りながら、医師や保健師などによる専門的

<p>不妊検査や治療への不安、医療機関の情報不足など、不妊に悩む夫婦への相談対応や適切な情報提供を推進します。また、不妊治療は経済的負担が大きいため、その経費の軽減を図ります。</p>	<p>な支援を行います。</p> <p>不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じることでの不安等の解消に努めるとともに、体外受精などの特定不妊治療に要する経済的負担を軽減するための費用の一部を助成します。</p>
--	---

(2) 周産期医療・小児医療等の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>安心して妊娠、出産できる体制の確保を進めます。</p> <p>核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴う休日や夜間における小児救急患者の増加に対応するため、小児救急医療体制の確保を進めます。</p> <p>家庭での子どもの病気やけがに対する保護者の不安に対して、医療に関する情報提供に取り組みます。</p>	<p>妊婦が安心して出産できる体制を確保するため、産科医の確保、助産師の活用、分娩の取り扱いを中止した医療機関のある地域への対応などの取り組みを進めます。</p> <p>ハイリスクな母体及び新生児に対して高度で専門的な医療を迅速に提供するための総合周産期母子医療センター等の充実を図るとともに、周産期救急搬送体制を確保します。</p> <p>休日や夜間における小児初期救急医療センター及び小児病院群輪番制病院の運営を支援します。</p> <p>子どもの急病時の対応等について、情報提供に努めるとともに、小児科専門看護師による休日や夜間の電話相談を行います。</p>

(3) 思春期における健康づくり

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p data-bbox="220 264 783 389">10代の人工妊娠中絶や性感染症の増大等の問題に対応するため、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。</p> <p data-bbox="220 600 783 770">喫煙、飲酒、薬物乱用は、健康上の問題だけでなく犯罪にもつながるため、子どもたちの望ましい行動につながる実践力を育てます。</p> <p data-bbox="220 1025 783 1196">精神発達の途上にある青少年を取り巻く社会環境の変化、思春期における精神不安に対する社会環境に適応できない者への心の健康づくりを進めます。</p>	<p data-bbox="842 264 1406 434">エイズなどの性感染症を予防するため、エイズ・性感染症に関する出張講座の開催などにより、児童生徒への性に関する正しい知識の普及を行います。</p> <p data-bbox="842 600 1406 860">子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するため、地域関係者と連携して、防煙教育や飲酒・薬物の心身の発達への影響についての出張講座などにより、正しい知識理解と望ましい行動につながる実践力の育成に努めます。</p> <p data-bbox="842 1025 1406 1196">精神発達の途上にある青少年の精神的健康の保持・増進や適応障害の予防と早期発見のため、思春期に関する相談窓口を設置・運営します。</p> <p data-bbox="842 1272 1406 1442">学校等の集団生活において不適応を起している児童について、メンタルフレンドの派遣や、ひきこもり児童への通所指導を行い、症状や社会性の改善を図ります。</p> <p data-bbox="842 1518 1406 1733">児童思春期精神科医療の充実を図るとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、連携して心に問題を抱えた児童に適切な医療の提供や相談支援を行います。</p>

(4) 食育の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>生涯にわたって健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間形成を図るため、家庭、学校、保育所、地域など社会の様々な分野の関係者が連携を図り、子どもに対する食育を推進します。</p>	<p>子どもの食生活改善と「食」を通じた心の健全育成を図るため、家族の団らんの大切さや食事の楽しさを学ぶ取り組みを推進します。</p> <p>保育所、幼稚園、児童館等に出向いて、子どもに対する食育教室・講座等を行う「やまなし食育ボランティア」の活動促進を図ります。</p> <p>幼児・児童・生徒の発達段階や実態に即し、給食や様々な体験活動等を通して子どもたちの望ましい食習慣の育成と、バランスのとれた食生活の形成に努めます。</p>

4 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

【施策の基本的考え方】

次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進するとともに、子どもの豊かな学びを支えるため、家庭や地域の教育力の向上を図り、家庭、地域、学校の連携による教育を推進します。

また、キャリア教育の一層の充実を図り、若者の社会人・職業人としての自立を促進します。

(1) 次代の親となる若者の育成と自立促進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>学校の授業等で専門的な知識や技能を持った地域の人材を活用し、児童生徒が生きる力を育てていくために必要な意欲や関心を高める活動に取り組みます。</p> <p>子どもたちに高齢者や障害者などに対する理解を深めさせ、共に生きる力を学び育てる教育を推進します。</p> <p>人間関係の希薄化や生活体験の不足などから、豊かな人間性や社会性を身に付ける機会が少なくなっており、「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育む教育の充実を図ります。</p> <p>核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化、都市化、情報化により減少している子ども同士のふれあい、自然体験、生</p>	<p>学校教育において、地域や学校の実態、児童生徒の特性等を考慮しながら、体験的な学習の充実を図り、地域人材を活用することで学校教育の活性化を推進します。</p> <p>職業人として働くことに対する意識・意欲の向上を図るため、早い時期から子どもたちを対象としたキャリア教育の推進などを図ります。</p> <p>福祉、介護、看護、リハビリテーション等の体験活動を通じて、医療・福祉に対する理解やボランティアについて学ぶ取り組みを推進します。</p> <p>豊かな人間性や社会性を身に付けるため、自然体験や地域の行事への積極的な参加、幅広い年齢や異なる世代、他の地域の人々との交流など、様々な体験が計画的かつ効果的に実施できるよう努めます。</p> <p>地域における幅広い年齢の子どもとの交流、都市部の子どもの交流、自然体験、森林林業体験、農業体験などの活動を通し</p>

<p>活体験に対して、児童の健全育成を図るため、子ども同士のふれあいや自然とのふれあいの機会づくりを促進します。</p>	<p>て、子どもたちの相互交流を深める機会を提供します。</p>
--	----------------------------------

(2) 確かな学力の定着・向上

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>子どもたちが自ら調べ、判断し、表現する力を身につけることで、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図ります。</p> <p>学校で身につけた「確かな学力」が生涯にわたる学習活動の基盤となるよう、小・中・高等学校の各段階に応じた教育の一層の充実を図ります。</p> <p>子どもたちの思考力や表現力を育成するため、児童生徒の知的活動を増進し、主体的な学習活動を支えていく読書活動の充実を推進します。</p>	<p>基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を持った子どもたちを育成するため、創意工夫を生かした指導と評価を充実します。</p> <p>子どもの理解や習熟の程度に応じた少人数指導や指導を行うための教員を配置し、きめ細かな指導の充実に努めます。</p> <p>子どもたちが本に親しみ、読書の楽しみを知るための読書環境整備や推進体制の強化を図ります。</p> <p>相手や目的、場面に応じた言葉遣いや表現ができるよう、指導の工夫改善に努めます。</p>

(3) 豊かな心の育成

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>依然として深刻である、いじめ・不登校や問題行動などに対して、思いやりやねばり強く挑戦する意志など、子どもたちの豊かな心や感性を育む取り組みを推進しま</p>	<p>いじめ・不登校や問題行動などに対処するため、心に様々な悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員に対する支援として、スクールカウンセラーの配置など、家庭、</p>

<p>す。</p> <p>児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史や文化に対する理解を深められるよう、芸術文化に親しむ機会の充実を図ります。</p> <p>命を大切にする心の教育や次代の親を育む観点から、子どもを生き育てることの喜びや意義について、子どもときから理解を深めるための取り組みを推進します。</p>	<p>地域、関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>県高等学校芸術文化祭への高校生の参加を促し、文化活動の活性化を図ります。</p> <p>美術館、文学館、博物館、図書館や各地域の特性を活かした様々な文化施設の活用を推進します。</p> <p>子どもたちの芸術文化への関心を高めるため、学校等において、子どもたちがみんなで芸術鑑賞や体験活動ができる機会を提供します。</p> <p>将来の親となる世代が子育てや家庭の大切さについての理解を深めるため、赤ちゃんとのふれあい体験等の取り組みを推進します。</p>
---	--

(4) 家庭・地域の教育力の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>家庭や地域の教育力の向上のため、家族全員で子育てが担えるよう、家庭教育の支援に努めるとともに、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。</p>	<p>男性の家庭教育における役割の重要性を啓発するため、企業、認定こども園、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した父親教育のための取り組みを促進します。</p> <p>地域の住民が持っている経験や技能を生かし、学校教育の様々な場面でボランティアとして関わることを通して、地域のもつ教育力を活性化させます。</p>

(5) スポーツ・健康教育の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>心身ともに健康で活力ある生活を営むため、体力の向上や運動の基礎的能力の育成を図りながら、子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てます。</p> <p>生活習慣の乱れや思春期特有なストレスに起因した心身の健康問題が深刻化している中で、健康の増進に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>学校の授業を充実させるとともに運動部活動において外部指導者を積極的に活用するなど、体育、スポーツ活動の推進を図ります。</p> <p>子どもたちが、発達に応じた運動、食事、睡眠といった生活習慣を身につけられるよう、健康診断と日常の健康観察や健康相談などを重視した、学校保健の充実を図ります。</p>

(6) 青少年を取り巻く環境の整備

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>家庭、学校、地域及び関係機関とのネットワークを充実させ、子どもの非行防止を推進するとともに、子どもたちを有害情報、薬物等から守るため、家庭、学校及び地域における取り組みを推進します。</p>	<p>有害な社会環境を浄化するため、娯楽施設やコンビニエンスストアなどの関係業界による自発的な啓発活動を促進するとともに、有害な図書類等を規制します。</p> <p>青少年の薬物乱用の防止のため、正しい知識の普及と教育の充実に努めます。</p> <p>青少年に野外活動や国際交流などの幅広い体験機会を提供するため、青少年関係施設、科学館、公民館等における活動プログラムを充実します。</p> <p>子どもたちの健全な育成を図るため、インターネット上の有害な情報の危険から回避するための情報モラル教育を推進します。</p> <p>青少年の健全な社会生活への対応を図るため、消費者教育を充実するとともに、</p>

	若者向けの消費生活に関する各種講座を開催し、自立した消費者の育成を図ります。
--	--

5 仕事と子育てを両立するための支援

【施策の基本的考え方】

仕事と子育てが両立できる職場環境を実現するため、育児休業など両立支援制度の普及、定着を図り、女性が働き続けることができる環境づくりを推進します。

また、男性の子育てを促すとともに、男女が働きやすい職場環境を整えるための取り組みを促進します。

(1) 仕事と子育ての両立の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>就業希望がありながら出産を機に仕事を辞めるなど、就業と結婚・出産・子育ての二者択一の状況の解消を図るとともに、仕事と子育ての両立を推進するため、労働時間の短縮や育児休業取得の促進など育児を行う労働者が働きやすい職場環境づくりを進めます。</p> <p>子育て中又は子育てが一段落し、就職を希望する女性の支援を図ります。</p>	<p>男女ともに働きやすい職場環境の整備を進めるため、企業経営者の意識改革を図り、仕事と子育ての両立に向けた取り組みを推進します。</p> <p>子育て中又は子育てが一段落した女性の就職支援を図るため、就職を希望する女性の職業訓練を推進します。</p> <p>子育て中の求職者等に対し子育て支援等の情報提供を行うとともに、職業選択や就職活動に関する助言を行うなどキャリアアカウンティングを実施します。</p>

(2) 男性の子育ての促進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>男性の家事・育児の分担度合いが高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、女性の継続就業割合も高くなっているため、男性の家事・育児を促すなど、仕事と子育ての両立を推進します。</p>	<p>男性の子育てを促進するために、男女を対象とした子育ての講座開催や、男性への子育てに関する情報や子どもと一緒に過ごす機会を提供します。</p> <p>家庭において、母親だけが関わる状況を変更し、親双方が関わることの重要性を啓</p>

	<p>発するため、企業、認定こども園、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した父親教育のための取り組みを促進します。</p>
--	---

(3) 企業に対する支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>中小企業が多い本県では、労働時間の短縮や育児休業取得の推進などの労働条件の改善や子育て中の労働者が働きやすい職場環境づくりを推進します。</p> <p>仕事と子育てを両立するため、企業の実情に応じた事業所内保育施設の設置を推進します。</p>	<p>中小企業における育児休業や短時間勤務制度などの規定の整備と、子育てを行う労働者が男女ともに働きやすい職場環境を整えるための取り組みを推進します。</p> <p>地域の保育所に預けることが困難な医療従事者のための保育施設の設置を推進します。</p>

6 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み

【施策の基本的考え方】

すべての子どもたちが家族の愛情や地域における温かい支援のもと、大切に育成される社会をつくりあげていくため、家庭内において最も深刻な問題である児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで継続的な対応を進めるとともに、ひとり親家庭の自立と障害のある子どもの社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みを推進します。

(1) 児童虐待の予防・早期発見と支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>育児不安などの悩みに対応するため、妊娠時からの出産・子育て支援の相談機能を充実するとともに、支援を必要とする家庭を的確に把握し、きめ細かな援助を行い、児童虐待の予防・早期発見を推進します。</p> <p>虐待から子どもを守る支援体制を確立するため、民生・児童委員、保育所や学校等、幅広い関係者（機関）との連携を強化し、児童虐待の予防・早期発見を図ります。</p> <p>児童虐待に対して、地域の住民をはじめ関係者（機関）に広報啓発による正しい理解を進め、予防と対応力向上を図ります。</p>	<p>乳児のいる家庭を訪問して、育児に関する不安や悩みの相談を受け、地域の子育て支援に関する情報を伝え、家庭の養育環境を把握し助言を行う訪問型養育支援を推進します。</p> <p>適切な養育を確保するため、養育支援が必要な家庭には定期的に育児支援や家事支援、養育に関する指導助言等を行います。</p> <p>児童相談所、市町村などの関係機関の連携強化や、市町村における要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待の予防や早期発見、地域における支援の強化を推進します。</p> <p>CMの放映や研修会などを通して、地域の住民をはじめ関係者（機関）に児童虐待の正しい理解を進めるとともに、予防の視点を持ち、対応力の向上を推進します。</p>

<p>要保護児童の適切な保護のため、安定した生活環境を整えるとともに、虐待等により心の問題を抱えた児童の心身の健やかな成長と自立を支援するため、児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図ります。</p>	<p>法的・医学的対応への専門性また、家族への支援の専門性の確保を行います。</p> <p>虐待等による、こころの問題や発達上の課題を抱えた児童が、安心・安全を感じ、人間関係の回復を図るため、心理療法等を実施します。</p>
---	--

(2) 社会的養護体制の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>家庭的養護については、子どもの個々の状況に応じて、きめ細かなケアを提供するため、里親制度など家庭的な環境の中で支援を行う体制を推進します。</p> <p>被虐待児等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者による専門的ケアの充実及び人材の確保・育成を推進します。</p>	<p>児童養護施設及び乳児院の本体施設、グループホーム、里親等は措置児童数の見込みに応じて、地域の実情に即し、施設の小規模化及び地域分散化並びに家庭的養護の推進のための取り組みを行います。</p> <p>里親制度の普及促進とともに、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及啓発や促進、円滑な運営のための支援を行います。</p> <p>里親経験者による体験発表会や里親制度の説明会などにより、新たな里親の登録を推進します。</p> <p>また、委託児童との不調や思春期の特有の課題に対応するため、里親支援専門相談員の派遣や里親の資質向上のための研修の充実を図ります。</p> <p>各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備を支援します。</p> <p>また、基幹的職員研修の実施等施設職員の支援技術の向上の取り組みを行います。</p>

<p>施設による地域の里親等への支援、地域の子育て家庭への支援など家族支援や地域支援の充実を図ります。</p> <p>児童養護施設等で育った子どもが、施設の退所等までに社会において自立生活に必要な力が得られるよう、地域生活を送るために必要な支援の体制を整備し、自立支援の充実を図ります。</p> <p>被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取り組みを行い、子どもの権利擁護を推進します。</p>	<p>子どものこころの問題や発達障害に関する相談支援、通所リハビリ機能等を持つ、こころの発達総合支援センターの充実を図ります。</p> <p>心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている情緒障害児に対する生活の支援や心理的治療等を行います。</p> <p>里親支援による負担軽減や家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童の施設における保護などの子育て支援を行います。</p> <p>児童養護施設に自立支援担当職員を配置し、入所中の自立支援や、退所後の就労面や生活面の相談支援などのアフターケアのための体制の整備を支援します。</p> <p>児童養護施設等を退所した後の受け皿として重要な自立援助ホームにおける支援機能や支援技術の向上を図るとともに、設置を支援します。</p> <p>虐待が発生した家族において、親子が健全な家庭生活を築いていけるよう、親子の関係改善や宿泊(通所)指導等に取り組みます。</p> <p>被措置児童等が、自らの権利や施設等での必要なルールについて理解できるようにするとともに、必要な支援が得られるように努めます。</p>
---	---

	<p>被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインに沿って適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直します。</p>
--	--

(3) ひとり親家庭への支援

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）における子どもの健全育成を実現するため、就業支援や生活全般にわたる支援により、生活の安定と自立を促進します。</p>	<p>ひとり親家庭における親の経済的な自立を促進するため、母子・父子自立支援員を配置したり、就業・自立支援センターにおける生活実態や職業適性、就業経験などに応じた職業紹介や就業情報の収集・提供に努めます。</p> <p>疾病などにより一時的な保育・介護のサービスが必要な場合や日常生活に支障が生じた場合などに、家事援助や保育支援を行う家庭生活支援員を派遣します。</p> <p>ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を支援するため、手当・給付金の支給や必要な資金の貸付を行います。</p>

(4) 障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>障害のある子ども等に対する教育・保育ニーズに対応するため必要なサービスの提供を推進します。</p> <p>障害のある子ども 身体障害や知的障害、発達障害を含めた精神障害、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病のある子ども。(児童福祉法 第4条)</p>	<p>認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童クラブへの障害のある子ども等の受け入れを促進します。</p>

障害のある子どもが、地域でいきいきと暮らしていけるよう、地域生活への意識の高まりなどに対応するサービス供給体制を充実します。

ノーマライゼーションの理念が社会に広がる中、障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行い、自立と社会参加に向けた教育のさらなる充実を図ります。

未就学の障害のある子どもに対し、集団生活への適応訓練などを行う目的の児童発達支援事業や、小学校就学後の障害のある子どもに対し、社会との交流の促進などを行う目的の放課後等デイサービス事業の促進を図ります。

医療的ケアが必要な重症心身障害児の短期入所サービスの確保に努めます。

孤立しがちな発達障害児の特性を理解しながら、発達障害者サポーターを養成するとともに、発達障害児を支援します。

障害のあるすべての子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を実施するため、教職員の専門性の向上を図り、保健・福祉・労働等の関係機関との連携の強化を図るとともに、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、特別支援学校と小・中・高等学校及び地域の方々との交流活動を充実します。

7 子育てを安全安心にできる環境づくり

【施策の基本的考え方】

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域や学校における安全活動など地域ぐるみの防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、子どもの交通安全のための教育を推進します。

(1) 安全・安心なまちづくり推進体制の整備

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
地域における連帯感の希薄化が進むとともに、コミュニティ活動も次第に活力を失いつつあり、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能も低下してきていることから、子どもの犯罪被害を防止するため、地域における関係団体等の連携した取り組みを推進します。	子どもが危険な目に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の設置の促進や、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、自治会・PTA・防犯ボランティアなどが連携した取り組みを推進します。

(2) 交通安全の推進

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
交通安全思想の普及・啓発や体系的な交通安全教育の実施などにより、交通安全を推進します。	安全意識の普及啓発を図るため、子どもの年齢や発達段階に応じて必要な交通安全教育を推進します。

8 結婚の支援

【施策の基本的考え方】

未婚化・晩婚化の進行は、少子化を進行させる要因でもあり、将来の地域社会に大きな影響を与えることが懸念されることから、結婚を希望する独身男女に対し、様々な出会いの機会を提供する取り組み等を進めます。

(1) 結婚に役立つ情報の提供

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
結婚を希望する独身男女に対し、結婚に役立つ情報の提供やアドバイス等を行い、婚活を後押しする取り組みを推進します。 婚活 結婚を目的とし、自分を磨いたり結婚相手を探すために意識的に活動すること (「婚活」時代」山田昌弘、白河桃子共著)	異性とのコミュニケーションの取り方や服装、マナー、心構え等、婚活に役立つ情報提供やアドバイスを行うセミナーを開催します。

(2) 出会いの機会の提供

【施策の方向】	【具体的な取り組み】
結婚を希望する独身男女に対し、様々な出会いの機会を提供し、カップル誕生から成婚率の向上を目指します。	出会いの機会となる婚活イベントを提供する「やまなし縁結びサポーター」を募集・登録し、サポーターが実施する婚活イベント情報を婚活専用サイト、メールマガジンで発信します。 婚活イベントを主催する団体等を対象としたスキルアップ研修や情報交換会を実施します。 結婚を希望する独身男女が会員登録し、登録データ検索により、希望に合った会員同士のお見合いを実現します。

第5章 教育・保育等の推進のための基本的事項

1 教育・保育等の提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定及び基本指針に基づき、特定教育・保育施設（ 7 ）
又は地域型保育事業（ 8 ）及び地域子ども・子育て支援事業を共通の区域とし、
市町村単位で区域を設定します。

- （ 7 ） 特定教育・保育施設
施設型給付を受ける施設として、市町村が確認する認定こども園、幼稚園、
保育所（子ども・子育て支援法 第27条第1項）
- （ 8 ） 地域型保育事業
市町村の認可を受けた次の4つの保育（子ども・子育て支援法 第5条
第5項～第9項）
 - ・家庭的保育
家庭的な雰囲気のもとで、少人数（認可定員5人以下）を対象に行
う保育
 - ・小規模保育
家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（認可定員6～19人）
を対象に行う保育
 - ・居宅訪問型保育
障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地
域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1
で行う保育
 - ・事業所内保育
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に行う保育

2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法の規定及び基本指針に基づき、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み並びに特定教育・保育施設又は地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされており、市町村と連携を図りながら市町村計画における数値を積み上げて設定します。

なお、市町村計画における数値について、市町村は、国が示す方法により把握した利用希望やこれまでの利用状況を踏まえて量の見込みを算出するとともに、その見込みに対して、認定こども園、幼稚園、保育所などの確保方策を見込んでいます。また、市町村子ども・子育て会議を経て設定されています。

【県全域での集計（平成26年10月1日時点の中間取りまとめ）】

単位：人

	平成27年度			平成28年度			
	1号 (3～5歳) 学校教育のみ	2号 (3～5歳) 保育の必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の必要性あり	1号 (3～5歳) 学校教育のみ	2号 (3～5歳) 保育の必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の必要性あり	
量の見込み(必要利用定員総数)	6,580	12,656	7,692	6,535	12,552	7,643	
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	3,828	13,960	7,955	4,003	14,041	8,015
	(確認を受けない幼稚園) 1	4,881			3,653		
	地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			101			137
	認可外保育施設 2		58	59		60	58
-	2,129	1,362	423	1,121	1,549	567	

	平成29年度			平成30年度			
	1号 (3～5歳) 学校教育のみ	2号 (3～5歳) 保育の必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の必要性あり	1号 (3～5歳) 学校教育のみ	2号 (3～5歳) 保育の必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の必要性あり	
量の見込み(必要利用定員総数)	6,446	12,384	7,583	6,337	12,123	7,545	
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	4,301	14,128	8,175	4,363	14,020	8,206
	(確認を受けない幼稚園) 1	3,105			2,845		
	地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			119			119
	認可外保育施設 2		60	58		60	58
-	960	1,804	769	871	1,957	838	

	平成31年度			
	1号 (3～5歳) 学校教育のみ	2号 (3～5歳) 保育の必要性あり	3号 (0～2歳) 保育の必要性あり	
量の見込み(必要利用定員総数)	6,235	11,903	7,522	
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	4,677	13,908	8,246
	(確認を受けない幼稚園) 1	2,445		
	地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			119
	認可外保育施設 2		60	58
-	887	2,065	901	

- 1 特定教育・保育施設に該当しない(施設型給付を受けない)幼稚園
- 2 市町村または都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設

運営情報	<ul style="list-style-type: none">・施設、事業の運営方針・教育・保育の内容・特徴・選考基準・給食の実施状況・相談、苦情等の対応のための取り組み状況・自己評価等の結果 など
------	--

国資料（未定稿）